

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称） 整備基本設計業者選定のためのプロポーザル募集要項

1. 目的

本市では、2005年10月の1市2町の合併時には41,728人であった人口（住民基本台帳人口）は、2023年10月には32,323人にまで減少し、15歳未満の人口が1,656人減少し3,382人になった一方で、65歳以上の人口は13,311人とほぼ横ばいで、より一層少子・高齢化が進行している。さらに、2019年に201人であった出生数は、2023年には159人に減少しており、このまま出生数の減少が進めば、さらに大幅な人口減少に陥り、市の活力の低下は避けられない状況である。地域の活力を失わないためには、女性や若者の定住・流入を促すことにより出生数を維持し、人口の減少に歯止めをかけることを最重要課題として取り組まなければならない。

これからも市民が安心して暮らせる大田市とするためには、人口減少対策を進めるとともに、多くの人が家族を持つことや、子どもを産み育てることの喜びが実感でき、地域全体で子育てを支えていく機運の醸成が必要であり、子育て世帯が周囲と支え合いながら、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備が急務となっていることから、子育て支援の核となる施設を整備し、新施設を中心に市内の子育て等に携わる機関が連携して支援することで、すべての妊産婦や子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、令和6年3月に「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画」を策定した。

本市では、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」を誰もが気軽に訪れることができ、支援が必要な家庭に対して必要な支援を提供する施設とすることで、大田市の将来像である「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち‘おおだ’」の実現を目指すこととしており、確実な事業の遂行を図るため、用地造成、外構、緑地、遊具設置など周辺整備を含めた新施設整備に適した技術力及び創造力、調整力に優れた設計業者をプロポーザル（技術提案）方式により選定するものである。

2. 事業の名称

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計業務委託

3. 事業主体 大田市

4. おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）の建設について

- (1) 棟数 2棟建（A棟・総合支援拠点施設、B棟・幼保連携型認定こども園）
- (2) 延べ床面積 全体規模は3,300㎡以下とする
- (3) 施設構成 A棟 総合支援拠点施設（下記、①～③の複合施設）
 - ①子育て支援センター
 - ②こども家庭センター
 - ③保健センターB棟 幼保連携型認定こども園（認可定員50名程度を想定）

(4) 施設機能

A棟 総合支援拠点施設

- 1) 子育て支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の3第6項）
 - ①子育て中の親子の交流の場の提供
 - ②子育て等に関する相談、援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
- 2) こども家庭センター（児童福祉法（昭和22年法律第64号）第10条の2）
 - ①全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施
 - ②児童虐待等への対応と防止対策の実施
 - ③多様な家庭環境等に関する支援の提供
- 3) 保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条各項）
 - ①乳幼児健診、教室の実施
 - ②がん検診、各種相談の実施
 - ③健康づくり活動の推進
 - ④感染症対策（予防接種等の実施）

B棟 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第2条第6項及び同条第7項）

- ①幼児教育・保育の実施
- ②休日保育の提供
- ③一時預かり事業の実施
- ④障がい児教育・保育の実施

(5) 施設整備における基本理念

「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ“をめざす拠点づくり」

(6) 施設整備における基本方針

- ①利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設
 - ・複合化することで、各保育施設や保健センター等で個別に展開されていた事業の連携を促進し、相乗効果により利便性向上を図ります。
 - ・分散していた相談先を集約し、ワンストップで対応することで、利便性を高めます。
 - ・利用者同士が交流し、情報交換、情報共有が図られるスペースを確保します。
 - ・普段から利用しやすい施設とすることで、相談することのハードルを下げ、早期からの支援を可能とします。
 - ・子どもが再び訪れたいくなる遊戯室を整備し、子ども同士の交流を活発化します。
- ②安全・安心な施設
 - ・地震・水害などの災害に強い施設とします。
 - ・大規模災害時の他児童福祉施設等の利用者への支援についても検討します。
 - ・感染症対策を考慮した構造とします。
- ③人や環境にやさしい施設づくり
 - ・ユニバーサルデザインによる、利用者が利用しやすい施設とします。

・ZEB化の検討も含め、SDGsの視点や環境に配慮した施設とします。

④行財政改革の実現に貢献する施設づくり

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、効率的な施設運営を行うことで、市民の負担軽減を図ります。
- ・「大田市公共施設適正化計画」に示される公共施設の適正化に関する基本方針に基づき、財政負担の軽減や、子どもに関する施策について総合的かつ効率的に進めていくため、各機能の連動を図り、複合化施設として整備します。

⑤親しまれ、大田市らしさが感じられる施設

- ・世界遺産、日本遺産、国立公園を持つまちとして、その自然文化、伝統を利用者に伝える工夫をします。

(7) 概算事業費 22億円程度を想定（消費税を含む）

※概算事業費には、総合支援拠点及び認定こども園本体工事、外構工事（一部の用地造成工事を含む）、擁壁工事、舗装工事、遊具設置工事を含む。

(8) 開所時期 令和10年度の早い時期（工事完了は令和9年度末）

(9) 整備における留意事項

- ①幼保連携型認定こども園については大田幼稚園及び大田保育園を統合して移転するものである
 - ②総合支援拠点施設については子育て支援センター機能のみ新設であり、その他機能については既存施設の移転を行うものである
 - ③幼保連携型認定こども園と総合支援拠点施設間での園庭共同利用を行うことを考慮した位置に配置すること
 - ④発達支援（通級指導）教室については幼保連携型認定こども園との連携及び利用者のプライバシーを考慮した位置に配置すること
 - ⑤総合支援拠点施設内に整備する遊戯室については、総合支援拠点施設への来訪を促す起点となる機能となることから、子ども及び子育て世帯への来訪、再訪を促す開放的で遊びに富んだものとする
 - ⑥設計段階において、大田市の意向（幼稚園教諭や保育士、保健師等の専門職の意見）を反映させることや、福祉行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すること。
 - ⑦駐車台数として、50台を想定する。
- ※詳細は、別紙「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本構想」及び「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画」、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備配置図・平面図（例示）」による。

5. 立地条件

- (1) 建設地 大田市大田町大田地内
(別紙「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画」参照)
- (2) 敷地面積 5,250㎡程度
- (3) 用途地域 商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）
等 第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

都市計画法、建築基準法及び「島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の各基準を遵守すること

- (4) 進入道路 大正西線（新設） 他
- (5) 都市施設 （上水道）大田市、（下水道）公共下水への接続を想定、（電気）中国電力
- (6) その他
 - ・土地区画整理事業対象エリア内であり、土地区画整理事業関連工事車両への配慮が必要となる
 - ・排水路の整備及び工事用進入路の設置が必要となる。

6. 業務委託内容

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計業務委託営繕工事設計業務委託要領書による。

7. 提案価格の上限

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計業務委託の価格の上限は、27,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

8. 設計業務に当たり市が実施する事業

- (1) 用地の事前測量
- (2) 用地の地質調査（令和6年秋頃成果提示予定）

9. 参加資格

(1) 参加資格者

本プロポーザルに参加できる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- 1) 平成26年4月1日以降に、日本国内において建築基準法施行令第19条の児童福祉施設等の延べ面積900㎡以上の実施設計の履行実績があること。ただし、過去における設計共同企業体による実績については、その代表構成員のみを認める。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 3) 島根県内に本社（本店）有すること。
- 4) 令和4・5・6年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿への登録は、参加表明書提出期限までに入札参加資格審査申請を提出し、技術提案書の提出までに完了されていること。
- 5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 6) 大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に関する措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- 7) 法人税、消費税及び地方消費税、主たる事務所の所在地の都道府県税、大田市における市税等を滞納していない者であること。
- 8) 協力事務所を加えることができる（協力事務所の所在地については制限を設けない）。た

だし、この協力者は上記5)、6)の資格要件を満たすこととする。また、加える場合は、大田市内の事務所を積極的に活用すること。

- 9) 設計共同企業体での参加も可とするが、1)から3)の要件は設計共同企業体の代表構成員が満たすこととし、4)から7)の要件はすべての構成員が満たすこと。なお、構成員には大田市内の事務所を積極的に活用すること。
- 10) 設計共同企業体は、9)で示した要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ① 結成方式は、自主結成であること。
 - ② 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
 - ③ 本委託業務履行後3月を経過するまで存続するものであること。
 - ④ 原則として、各構成員が対等の立場で一体となって設計業務を履行する運営形態であること。
- 11) 参加者又は設計共同企業体の構成員又は協力事務所が、他の参加者の設計共同企業体の構成員又は協力事務所となることはできないものとする。
- 12) 総括責任者及び意匠担当主任技術者は参加者及び設計共同企業体の代表構成員から選任することとし、その他の担当主任技術者は、参加者又は設計共同企業体の構成員及び協力事務所から選任することとし、併せて、次に掲げる要件を満たすこととする。
 - ① 総括責任者及び意匠(総合)担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - ② 構造担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - ③ 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、建築設備士(建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者)又は建築士法20条の3第1項に規定する設備設計一級建築士であること。
 - ④ 総括責任者は、各担当主任技術者を兼務しないこと。また、各担当主任技術者についても、他の分担業務分野の担当技術者を兼務しないこととする。
 - ⑤ 総括責任者は、平成26年4月1日以降に、日本国内において建築基準法施行令第19条の児童福祉施設等の延べ面積900㎡以上の実施設計の履行実績があること。ただし、設計共同企業体の場合は、代表構成員から選任すること。
 - ⑥ 総括責任者及び各担当主任技術者は、契約日時点で配置できる技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係(本プロポーザルの参加表明書提出日以前に3ヶ月以上)にあること。(設計共同企業体の構成員、協力事務所は除く)

(2) 参加不適格者

- 1) 本プロポーザル審査委員会の委員
- 2) 1)に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する組織、研究室に所属する者
- 3) 役員等(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、又は暴力団関係者(暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構

成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者

- 4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- 6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7) 次の各号のいずれかに該当している者
 - ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者
- 8) 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

10. プロポーザルの参加に必要な書類の配布期間・場所

(1) 配布期間（郵送等を行わない）

令和6年4月8日（月）から令和6年4月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 配布場所 大田市健康福祉部子ども保育課

（大田市ホームページからもダウンロードできます）

- ①郵便番号 〒694-0064
- ②所在地 島根県大田市大田町大田口1111
- ③電話番号 0854-83-8196
- ④メールアドレス o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp

11. 参加表明書及び技術提案書の提出方法

(1) 提出期間

令和6年4月8日（月）から令和6年5月27日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

※提出期限後の提案書提出は一切認めない。

(2) 提出場所

大田市健康福祉部 子ども保育課

- ①郵便番号 〒694-0064
- ②所在地 島根県大田市大田町大田口1111
- ③電話番号 0854-83-8196

(3) 提出方法 上記提出場所へ直接持参

（FAX、Eメール、郵送は不可（提出時書類の確認を行うため））

(4) 提出物

- ①参加表明書（様式 1-1 及び共同企業体で参加する者は様式 1-2、1-3） 1 部
- ②会社概要（様式 2） 1 0 部
- ③業務実績（様式 3） 1 0 部
- ④実施体制（様式 4-1～3） 各 1 0 部
- ⑤プロポーザル提案書表紙（様式 5）、プロポーザル提案書（様式 5-1） 1 0 部
（正本 1 部、副本 9 部）
- ⑥「9. 参加資格 7）」を証明する書類の写し 1 0 部
（協力事務所を加える場合は、協力事務所の概要と分担業務分野（様式 6） 1 0 部）

1 2. 本業務に求める提案

「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画」の第 2 章にある理念や基本方針などの施設運営の考え方を踏まえた上で、第 4 章以降の施設整備に係る内容に基づいた提案とすること。

①技術提案書は、下記の提案課題及び評価項目に関する提案を行うこと。

提 案 課 題	評 価 項 目
1. 提案の的確性	ゾーニング（動線計画等）、空間構成に関する提案 （利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設） （入りやすさ、遊戯室については、総合支援拠点施設への来訪を促す起点となる機能となることから、子ども及び子育て世帯への来訪、再訪を促す開放的で遊びに富んだものとする工夫）
2. 提案の創造性	意匠に関する提案 （大田らしさを表す施設）
	景観形成に関する提案 （大田らしさを表す施設）
3. 提案の実現性	経済性（インシャル及びランニングコストの縮減等）に関する提案
	最適な本体構造・素材に関する提案
	「ZEB Ready」を満たす施設設備とする提案
	概略工事工程表
4 業務に対する姿勢について	担当チームの特徴、業務への取組体制
	基本設計工程
	大田市の意向（スタッフの働きやすさ等）を設計に反映させる手法の提案

②文書を補完するための最小限の写真、イラスト、スケッチ等を使用できるものとする。ただし、設計内容の具体的な表現（設計図、模型、透視図等）を求めるものではない。

③技術提案書は A3 版カラー印刷とし、3 枚までとする。また、様式は任意とする。

※A4 版となるよう折込み、提案書に綴じこむこと。

- ④表紙は「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計業務プロポーザル提案書」とし、社名（称号または名称）及び代表者名を記載すること。
- ⑤専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えること。

1 3. 質疑・回答

①質問受付

令和 6 年 4 月 8 日（月）から令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時までに提案書提出先（o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp）に質問書（様式 6）により電子メールで行うこと。なお、電話や直接の訪問による問い合わせには応じない。質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。なお、質問受信後、確認の FAX または電子メールを送信するので受信確認が届かない場合は連絡すること。

②質疑回答

令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時までに、応募又はプロポーザルの参加に必要な書類を交付した事業者全てに対して全ての回答を電子メールにより回答する。それ以降に参加表明した事業者に対しては、その都度回答を交付する。

1 4. 資格審査及びプロポーザル審査

①資格審査基準

- ア) 審査基準 9. 参加資格（1）参加資格者の各項目を満たしているか
- イ) 結果通知 令和 6 年 6 月 3 日（月）に電子メールにより通知予定

②プロポーザル審査

別途定める要領に基づき、1 次評価及び 2 次評価を実施する。

- ・ 1 次評価 会社の実績等による評価およびプロポーザル提案書による評価
- ・ 2 次評価 プレゼンテーションによる評価

1 次評価については提出書類等により評価し、2 次評価については下記の日程で実施するプレゼンテーションにより評価する。

- ア) 開催日時 令和 6 年 6 月 14 日（金）予定
- イ) 開催場所 プレゼンテーション参加業者に別途通知する。
- ウ) 審査基準

審 査 項 目	配点
(1) 会社の実績等による審査	50 点
(2) プロポーザル提案項目による審査	100 点
(3) プレゼンテーションによる審査	25 点
合 計	175 点

③留意事項

- ・プレゼンテーションは提案内容に基づいて行うこと。提案書と異なる内容による説明、追

加資料の配付は認めない。

- ・プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションで使用するパソコン等の機材は参加者で用意すること。また、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーション参加人数は3名以内とする。本業務の責任者（採用された場合に総括責任者（管理技術者）となる者）は必ず参加すること。
- ・プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含めて30分程度とする。質疑応答は10分程度を予定しているため、説明は20分以内とすること。なお、各社のプレゼンテーションの間隔は15分程度とするので、その時間内で準備・撤収を行うこと。プレゼンテーションの開始時刻は後日書面または電子メールで連絡する。

15. 委託業者の選定方法・契約

- ①選定は、本市において組成する「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計プロポーザル審査選定委員会」で提出書類に基づき、適正かつ公正に行う。
- ②選定は、提出された会社概要等による会社評価、プロポーザル提案書による評価および提案内容についてのプレゼンテーションにより行うものとする。
- ③選定結果は参加業者に対して採用、不採用とともに文書で通知する。
- ④選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。
- ⑤契約
業者選定後、選定業者と業務の詳細について仕様協議を行い、契約締結交渉を行う。契約締結交渉が不調のときは、次点業者と契約締結交渉を行う。
- ⑥失格となる場合
審査の結果、次に該当する場合は、審査選定委員会による評価の対象外とし、失格とする。
 - a.参加表明書を提出しない場合
 - b.プロポーザル提案書を提出しない場合
 - c.プレゼンテーションに不参加の場合
 - d. 9. 参加資格（1）参加資格者で定める資格を満たさない事業者の場合
 - e. 9. 参加資格（2）参加不適格者と判明した場合
 - f.実施要項に基づかない提案書が提出された場合
 - g.上記のほか、審査選定委員会が失格者と判断した場合

16. その他

- 1) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- 2) 提出された提案書は、返却しない。
- 3) 提案書の提出およびプレゼンテーションの実施にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- 4) 提出された提案書等の著作権は、採否を問わず提案者に帰属する。
- 5) 提出期限後の提案書の追加および修正は一切認めない。
- 6) 必要に応じ、ヒアリング調査を行うことがある。

- 7) 提案書は、受託者を決定する目的以外には使用しない。
- 8) 「9. 本業務に求める提案」については選定によって直ちに採択となるものではなく、関係者との協議により決定するものとする。
- 9) 契約者の決定後において、提案書の内容等に虚偽の記載等の不適正な事項等が発覚した場合には、契約をただちに破棄する。
- 10) 参加表明後であっても、参加を辞退することはできる。
- 11) 業務委託の内容については、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）整備基本設計業務委託宮繕工事設計業務委託要領書」のとおり。

公募型プロポーザルスケジュール

項目	令和6年度公募型プロポーザル日程
プロポーザル実施公告	4月8日（月）
資料配布期間	4月8日（月）～4月26日（金）
質問書提出期間	4月8日（月）～4月19日（金）
質問書回答	4月26日（金）
参加表明書及び技術提案書提出期限	5月27日（月）午後5時まで
資格審査結果通知	6月3日（月）頃
プレゼンテーション審査	6月14日（金）《予定》
選定結果通知	6月中旬

17. 担当部署

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市 健康福祉部 子ども保育課

電話：0854-83-8196 FAX：0854-82-9730 メール：o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp